

入札公告

令和7年4月23日

警察共済組合大阪府支部
ホテルプリムローズ大阪

パソコン・プリンター購入に係る入札について

- 1 入札の名称
パソコン・プリンター購入に係る契約
- 2 契約期間
契約締結日から令和7年5月31日まで
- 3 納入場所
ホテルプリムローズ大阪
大阪府新別館南館
大阪府新別館南館
大阪府新別館南館
- 4 品目及び発注予定数量等
ノートパソコン13台、デスクトップパソコン1台、プリンター6台、
詳細は仕様書機器概要書による。
- 5 入札参加申請手続
本件入札に参加を希望をする者は、問い合わせ先まで連絡し、入札参加資格申請手
続きを行い、警察共済組合大阪府支部（以下「共済組合」という。）の確認を受けなけ
ればならない。
 - (1) 入札関係書類の交付期間及び一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和7年4月23日（水）から同年4月30日（水）の間で、土日祝を除く午前
9時から午後5時までの間
 - (2) 入札関係書類の交付場所及び一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所
ホテルプリムローズ大阪4階 総務課
大阪府新別館南館
大阪府新別館南館
- 6 入札日時及び場所等
 - (1) 日時
令和7年5月7日（水） 午後2時00分
 - (2) 場所
大阪府新別館南館
大阪府新別館南館
大阪府新別館南館
 - (3) 提出書類
入札書及び委任状（ただし、委任状については、代表者以外の者が入札書等を作
成及び提出する場合のみ必要である。）
 - (4) その他
入札書等は持参するものとし、郵送等による入札は認めない。
- 7 入札参加条件
次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定
によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律
第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ⑩ 金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑪ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- ⑫ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）（⑦に掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）（⑦に掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（以下「規則第3条第1項該当者」という。）（⑦に掲げる者を除く。）
- ⑬ 共済組合又は大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国の通貨
- (2) 落札者の決定方法
地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 誓約書
落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに共済組合に提出しなければならない。
- (4) 契約保証金
落札者は、地方公務員等共済組合法施行規程第32条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、別途定める条件に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (5) 契約書の作成
契約書を作成する。
- (6) 契約の締結等
 - ア 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、入札参加除外者、誓約書違反者又は規則第3条第1項該当者のいずれかに該当するときは、契約を締結しない。
 - イ 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同

要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

- (イ) 共済組合又は大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) (6)ア又はイにより、契約を締結しなくても、共済組合は一切の責めを負わないものとする。
- (8) 入札参加者は、一般競争入札心得、一般競争入札説明書、契約書（案）及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- (9) 問い合わせ先
〒540-0008
大阪府新別館南館
ホテルプリムローズ大阪4階 総務課
TEL 06-6941-1233（土日祝を除く午前9時から午後5時までの間）

以 上